

## WTO 体制下の IPEF とデジタル・エコノミー

岩田伸人 青山学院大学

本報告では、今年5月に米国バイデン政権の下で、インド・太平洋地域の(後日参加のフ  
ィーjeeを含め)14カ国で発足した IPEF(Indo-Pacific Economy Framework for Prosperity :  
繁栄のためのインド太平洋経済枠組み)を手掛かりに、今後のデジタル・エコノミーを含む  
地域経済枠組みが、どのような形に向かうのかについて考察する予定である。

周知のように WTO(加盟 164 カ国)では、デジタル貿易(Digital Trade、WTO では電子  
商取引:Electronic Commerce)を司る多数国間・複数国間のルールが存在しない。唯一、「電  
子的送信には関税を課さない」ことを次回の WTO 閣僚会議まで有効とする多数国間合意  
(モラトリアム合意)が存在するのみである。

そのため、中国に見られるような自国内の秩序維持(安全保障)を目的とした(デジタル貿  
易制限的な)国内ルールを堅持する国、EUに見られるような個人データについては一定の  
条件付きで越境移転を認める国々、米国のように原則すべてのデータの越境移転を認める  
方向にある国々、など様々なタイプが併存している。

他方で、2020年以降のコロナ禍、およびロシアのウクライナ侵攻が契機となって、主要  
国の動向は、GATT 時代より続いた自由無差別な貿易の維持拡大(グローバリゼーション)  
から、同盟国(有志国)間の経済安全保障(security)の確保を優先する枠組み(協定)作りに向  
かっているようにも見える。IPEF はその典型と言える。

デジタル・エコノミー(Digital Economy)という標記・概念は、従来の「デジタル貿易」  
(Digital Trade)に代わって、デジタルの自由化に積極的な国々(日本、豪州、シンガポール、  
および米国など)の間で多用されつつあるが、最近では、BRICS など中国を含む他の枠組み  
でも用いられるようになった。

IPEF の四つの柱(「貿易」、「サプライチェーン」、「クリーン経済」、「公正な経済」)の中で、デジタル・エコノミーは、第一の柱「貿易」の中でルール化交渉が進むと見られる。IPEF 参加国の中には、デジタル・エコノミーの交渉だけを他の交渉とは切り離して、早期にルールを締結すべきとの声もあるが、バイデン政権(タイ USTR 代表)はこれに反対している。

バイデン政権は、IPEF デジタル・エコノミーのルール化について、「データの越境移動の自由化」と「データ・ローカライゼーション要求の禁止」の2つを掲げている。既にこれら2つは日米デジタル貿易協定(第12条)、USMCA(旧 NAFTA, 第19.12条)、およびCPTPP(第14.13条)に組み込まれているが、データ・ローカライゼーションの定義は曖昧である。

OECD(June 2022) は、データ・ローカライゼーションを、①データのコピーを現地(発信地)に保管する条件でデータの自由な越境移転を認めるタイプ、②データのコピーを現地(発信地)に保管すること & 一定の条件を満たしたデータのみ越境移転を認めるタイプ、③データの越境移転を認めず、データの保管と加工も現地で行うと定めるタイプ、の3タイプに分類している。

2022年6月に開催された **BRICS**(ブラジル、ロシア、インド、中国、南ア)の第14回サミットの宣言文では、(アフリカを含む途上国の BRICS 参加を促すことに加えて)、加盟国間のサプライチェーン含む安全保障の確保、BRICS デジタル・エコノミー連携枠組み(BRICS Digital Economy Partnership Framework)の設置、デジタル格差への取り組み、など IPEF の趣旨と似た内容が盛り込まれている。

**TTC**(US-EU Trade and Technology Council:貿易技術評議会)は、米国と EU 間のフォーラムであり、貿易や経済の枠組み協定ではなく外交フォーラム(diplomatic forum)と位置付けられるものの、IPEF の4つの柱(pillars)のうち柱4「公正な経済」以外は、TCC でも扱われている。

米国が 10 月に公表した国家安全保障戦略(National Security Strategy)では、AUKUS、QUAD および APEF と共に、IPEF を同盟国との安全保障の枠組みと位置付けている。**APEF**(Americas Partnership for Economic Prosperity:と経済的繁栄のための米州連携)は、南北米州を包括する経済枠組みであり、その中身は IPEF と似ている。

このように IPEF は、WTO 無差別原則の例外として認められてきた(RCEP や CPTPP などの)既存タイプの地域枠組みではなく、同盟国間の経済安全保障の確保を目的とした新しいタイプの地域枠組みと言える。こうした動きは、他の地域や枠組み(=BRICS、APEF、TTC など)でも共通した現象のように見える。

WTO の多数国間交渉(ドーハ・ラウンド)が事実上は機能せず、代わりに非公式の分野ごとの複数国間交渉が進められている中、IPEF に代表される経済安全保障的な枠組みは、WTO 整合的と言える余地があるのだろうか。

加えて、IPEF の出現は、停滞する WTO のデジタル・エコノミー(WTO では電子商取引と呼称)の多数国間ルール形成を促すきっかけとなるのだろうか。

以上。